

母子健康手帳、母子保健情報等に関する検討について

1. 現状

- ・ 自治体においては、親子手帳という名称を併記するなどの工夫や、SNSも含めた電子的な母子保健ツールの導入も進んでいるが、本人への情報提供や乳幼児健診等の予約などの機能が主となっている。また、健康記録・日記・メッセージについては本人が記録している。
- ・ 母子健康手帳にも掲載される妊婦健診や乳幼児健診、予防接種情報等の母子保健情報については一部が電子化され、マイナポータルを通じて本人がスマートフォン等で閲覧可能なほか、転居時の引き継ぎも可能となっている。この母子保健情報については、本人同意を前提に母子健康手帳アプリを提供する民間事業者が活用することも可能となっている。
- ・ 今後、学校健診や電子カルテ・介護情報等の情報も含めた閲覧可能とする仕組みの整備や、本人同意に基づく医療機関間での情報共有など、医療・介護分野での情報利活用も推進されている。
- ・ 一方、母子健康手帳に記録される情報の中には、医療従事者との共有を想定していない日記や両親から子どもに向けたメッセージなども含まれ、現時点で、マイナポータルに掲載される母子保健情報は限定的である。また、乳幼児健診の統一的な問診票や産後ケアの実施状況など最近の母子保健行政の動向には対応出来ていない。プッシュ型の支援等への活用を念頭に置いた項目とはなっていない。
- ・ 母子健康手帳の記載内容については、手帳交付事務が市町村に移譲された平成3年から、医学的記録及び保護者の記録については省令様式で定め、行政情報、保健育児情報等については省令で記載項目のみを定め(省令様式)、その具体的な内容は市町村に委ねることとされた(任意様式)。
- ・ 任意様式の作成例を示す母子保健課長通知については、頻回に改正が行われ、情報量が多すぎること、適時の更新が課題となっている。一方、母子保健・子育てに係る情報については、母子健康手帳副読本や各市町村の子育て情報誌、民間雑誌やウェブサイト等でも情報提供がなされている。省

令様式については、前回の検討会以降の産後ケアの法定化など、最近の母子保健制度の変化への対応を検討する必要がある。

- ・ 令和3年度の「母子健康手帳等に関する意見を聞く会」において、利用者や支援者の立場からのヒアリングを実施し、今後の検討に向けての意見をまとめたところ。

2. 母子健康手帳の見直しに関する主な論点（案）

- ・ 母子保健情報の電子化や自治体の電子的母子保健ツールの導入、任意様式の情報量等の現状を踏まえ、母子健康手帳の電子化、紙と電子の役割についてどう考えるか。
- ・ 母子健康手帳の役割について、どのように考えるか。
- ・ 多胎児、低出生体重児、障害のある子ども、外国人家庭等多様性に配慮した情報提供や父親の育児を推進する方策について、どのように考えるか。
- ・ 母子健康手帳に反映すべき近年の制度改革等の動きやエビデンスはあるか。

3. 今後の検討スケジュール（案）

- (1) 母子健康手帳の見直し方針について（夏頃を目途に検討）
- (2) 電子化すべき乳幼児健診等の母子保健情報について（年度内に方向性を検討）